

# 証拠番号【26】

## ご連絡

平成28年3月24日

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長 堀内 正雄 殿

鹿島建設株式会社代理人弁護士 藤原



同 芳賀成之



冠省

貴殿が鹿島建設の代表取締役宛てた平成28年3月7日付けメール及び当職に宛てた同月12日付けメールに対し、以下のとおりご連絡いたします。

1 貴殿は、岐阜折版株式会社を原告、旭ビルウォール株式会社を被告とする損害賠償請求事件（東京地裁平成24年（ワ）第11134号）の判決について意図的に一部分のみを取り出して、鹿島建設が偽物のKOFパネルを製作して耐火認定を不正に取得したなどと主張しています。

しかし、鹿島建設は、ワールド北青山ビルや御堂筋フロントタワーの外壁に用いられたKOF（KOFパネルのカーテンウォール仕様）について、外壁を全て外すことは現実的でないことから、実際に施工可能な措置として、施工済みのKOFに耐火被覆材を取り付ける等の方法で補修工事を行うこととし、施工者の了解を得た上で、実際に使用されたKOFと同一仕様の試験体を準備し（弘化産業が作成）、これに上記措置を施して耐火性能試験を行い、新たな耐火認定を受けたものです。そして、以上の対応に合理性があることは上記判決が認定しているとおりです（ご承知のとおり、貴社と同様の主張を展開した岐阜折版の請求は全部棄却されています。）。

2 また、鹿島建設が三菱地所と共に必要のないKOFパネルの改善工事を行うことにより、御堂筋フロントタワーの引渡しを拒否し、その後不法占有を継続しているという貴社の主張についても、貴社の三菱地所らに対する損害賠償請求事

件の判決で否定されているとおり、全く事実に反するものです。

3 以上のとおり、貴殿の主張は、いずれも判決で明確に否定されたものであり、かかる主張を前提とした現地調査の申出には到底応ずることができませんので、その旨本書面をもってご連絡いたします。

また、エレベーター基板についても、鹿島建設がフジテックと共に謀して事件を引き起こしたなどという事実は一切ありません。信用ある調査機関の名称及び送付先を明らかにして頂ければ、鹿島建設から当該調査機関に直接基板を送付する方法でいつでも調査のための基板の提供に応ずる用意があることは、すでにお伝えしたとおりです。

4 最後に、貴殿もご承知のとおり、鹿島建設は、御堂筋フロントタワーの新築工事に係る請負残代金等を被担保債権とする留置権に基づき、建物及びその敷地を正当な権原に基づいて適法に占有しております。したがって、鹿島建設に無断で御堂筋フロントタワー及び敷地内に立ち入ることは決してなされませんよう、念のためご連絡いたします。

また、前回もご連絡したとおり、当職らは、御堂筋フロントタワーに関する一切の件について鹿島建設から正式に委任を受けておりますので、同社への直接のご連絡はくれぐれも差し控えて頂きますよう改めて通知いたします。

以上